

統合幕僚学校達第5号

統合幕僚監部における専決及び代決に関する達（平成18年統合幕僚監部達第2号）第6条の規定に基づき、統合幕僚学校における専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚学校長 空将 高橋 健才

統合幕僚学校における専決及び代決に関する達

改正	平成21年	5月	7日	統合幕僚学校達第	9号
	平成22年	3月	26日	統合幕僚学校達第	2号
	平成23年	3月	28日	統合幕僚学校達第	3号
	平成24年	3月	30日	統合幕僚学校達第	2号
	平成24年	7月	24日	統合幕僚学校達第	9号
	平成28年	9月	1日	統合幕僚学校達第	10号
	平成30年	3月	27日	統合幕僚学校達第	2号
	令和5年	11月	13日	統合幕僚学校達第	9号

（趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚学校の事務を能率的に処理するため、専決及び代決に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この達において「専決」とは統合幕僚学校長の委任に基づき、常に代わって決裁することをいい、「代決」とは当該事項について権限を有するものが出張、休暇その他の理由により不在の場合、臨時に代わって決裁することをいう。

（専決事項）

第3条 この達において定める専決事項は、別表のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、この限りでない。

（代決）

第4条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行うものとする。

決裁権者	代 決 者
校長	副校長
副校長	当該事項を所掌する企画室長、課長及び国際平和協力センター長
企画室長	企画室長の指名する者
課長	当該事項を所掌する室長及び班長
国際平和協力センター長	総括主任研究官

2 代決を行った者は、代決に係る事項について権限を有する者に報告しなければならない。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この達は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この達は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この達は、令和5年11月13日から施行する。

別表（第3条関係）

専決者	専決事項
副校長	秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）に定める立入禁止の掲示のある場所又は特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）に定める立入禁止の掲示のある施設への立入申請に関する事。
	校外講師の依頼に関する事（新規依頼の場合を除く。）。
	学校教官の教育派遣に関する事。
	航空機の搭乗申請に関する事。
	職員及び学生の航空従事者の年間飛行の依頼に関する事。
企画室長、各課長及び国際平和協力センター長	軽易な報告、通知、照会、依頼及び回答に関する事。
	国内出張に係る所属職員の搭乗申請、輸送請求及び立入申請に関する事。
	校長及び副校長既決事項の電子決裁に関する事。
総務課長	各種証明に関する事。
	勤務成績報告書の送付に関する事。
	精勤章の被授与者の通知に関する事。
	自衛官及び事務官等の定期的人事関係事項の通知に関する事。
	職員の標準昇給資格者の通知に関する事。
	国家公務員の給与実態調査表の送付に関する事。
	表彰実施報告及び通知に関する事。
	給食の通報に関する事（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。
	営舎外居住の許可に関する事。
	支出負担行為計画の示達要求に関する事（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。
	受講料等経費及び諸謝金の使用に関する事（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。
	予算の執行計画に関する事（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。
	諸手当の認定に関する事。
会計職員の任免の依頼及び交代の通知に関する事（国際平和協力センターの所掌に関するものを除く。）。	
国際平和協力センター長	給食の通報に関する事。
	支出負担行為計画の示達要求に関する事。
	受講料等経費及び諸謝金の使用に関する事。
	予算の執行計画に関する事。
	会計職員の任免の依頼及び交代の通知に関する事。